

NewsLetter

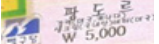

GENERAL TOPIC

- 1 ...韓国法院、2018年6月に国際裁判部を新設予定
- 1 ...公正取引委員会、クアルコムのNXP買収を「条件付きで承認」

PATENTS

- 2 ...バッテリー、環境負荷軽減政策と共に
巡航中ーリチウム2次電池関連国際特許出願が活発
- 6 ...後発製薬会社、オリジナル医薬品関連特許の無効化に苦心
- 8 ...2017年度主要統計

TRADEMARKS

- 11 ...“PRIMEWELL”は、指定商品‘TIRES, ADVERTISING AND MARKETING’
等に対し、識別力が認められる
- 11 ...被告が“”を製菓店業、パン’に対し使用した行為は、
登録商標“”の権利範囲に属さない

GENERAL LAW

- 12 ...商標法上‘顕著な地理的名称’の判断基準に関する大法院判示
- 14 ...特許無効の下級審判決を信じた場合の損害賠償責任の有無

LEE NEWS

- 15 ...NEW MEMBER
- 16 ...リ・インターナショナル、「MIP ASIA AWARDS 2018」における
韓国TRADEMARK PROSECUTION部門でIPOーファーム賞を受賞
- 16 ...ILN、「今月のIPOーファーム」としてリ・インターナショナルを選定
- 17 ...リ・インターナショナルの役員、愛の献血行事に参加

GENERAL TOPIC

GENERAL TOPIC

韓国法院 2018年6月に国際裁判部を新設予定

今年（2018年）6月、特許関連訴訟を担当する1審及び2審法院（特許法院）に、外国語弁論と外国語の証拠提出を可能にする国際裁判部が設置される予定だ。

2017年11月24日に国会で可決された法院組織法の改正により、特許侵害訴訟や審決取消訴訟等の特許関連訴訟1審を担当する地方法法院と2審を担当する特許法院に、外国語弁論が許可された国際事件を専担する裁判部を設けることができるようになった。

改正以前の法律では、法廷においては「韓国語の使用」が原則であったが、今回改正された法律により、訴訟当事者らの同意の下で外国語弁論ができるように例外が設けられた。また、判決宣告後には、公式的に翻訳された英文判決文も提供される予定だ。

特許関連訴訟において、外国人や外国法人が当事者である事件が毎年急増しており、2016年には40%以上が外国人当事者の裁判であっただけに、国際裁判部の設置を通して国際特許紛争解決のハブコート（hub court・中央裁判所）先占の必要性が提起されてきた。特許

法院等、知識財産権関連訴訟担当法院に英語等での外国語弁論及び証拠提出を可能とする「国際裁判部」が新設されれば、IP関連国際訴訟等の誘致は勿論、今後、アジア統合特許法院の設置にも有利な地位を確保できるものと予想される。

尚、国際事件で許容される外国語の範囲等については大法院規則で定められる予定だ。

公正取引委員会 クアルコムのNXP買収を「条件付きで承認」

韓国公正取引委員会が、米国半導体企業クアルコム（Qualcomm）のNXP半導体買収合併（M&A）を承認する一方で、近距離無線通信（NFC）特許の売却等の是正処置を2018年1月18日付で命じた。

公正取引委員会がクアルコムに付加した是正処置内容は、▲NXPが保有するNFC標準必須特許とシステム特許の売却、▲NXPが保有するその他のNFC特許権の行使禁止及び無償ライセンスの提供、▲クアルコムが保有するNFC特許を公平・合理・非差別（FRAND）的な条件で提供、▲NFCチップ販売とライセンス提供の連携禁止、▲競合他社のベースバンドチップセット・NFCチップ・セキュリティ要素チップに対する相互互換性阻害禁止、▲NXPのセキュリティ要素チップ認証技術（MIFARE）のライセンス提供の拒絶禁止

PATENTS

等だ。

公正取引委員会は、NXPが市場支配力を有するNFC・MIFAREと関連して、競争制限行為が発生する可能性が大きいと判断した。クアルコムは、符号分割多元接続（CDMA）やロング・ターム・エボリューション（LTE）等の移動通信に使用されるチップセット市場にて市場支配力を保有しており、NXPと事業領域が重なることはないが、各技術がスマートフォン等、モバイル機器にまとめて搭載される点で、今後、競争事業者が排除され、進入障壁が高くなるおそれがあるというのが公正取引委員会の判断だ。

PATENTS

バッテリー 環境負荷軽減政策と共に巡航中ーリチウム2次電池関連国際特許出願が活発

携帯機器用小型電池に主に用いられていたリチウム2次電池は、最近、全世界的な環境負荷軽減政策に支えられ、電気自動車用電源、新再生可能エネルギーの貯蔵装置（ESS）等にその分野が拡大している。

2017年7月にフランスと英国が2040年まで化石燃料車両の販売を中断することを宣言する等、電気自動車への関心がさらに高調してい

る。2017年11月には電気自動車で有名なテスラ（Tesla）が、オーストラリア南部に100メガワット（MW）級の世界最大エネルギー貯蔵装置を建設した。このような電気自動車及びエネルギー貯蔵装置（ESS）はいずれも、リチウム2次電池で構成された大容量バッテリーが核心だ。

韓国特許庁によれば、ここ10年間のリチウム2次電池関連の全世界PCT国際特許出願の件数は、2008年の764件から2017年には2589件に達し、年平均14.5%の増加率を示した。

これは、2016年に312億ドル（約34兆ウォン）だった全世界リチウム2次電池市場の規模が、2022年には677億ドル（約74兆ウォン）と2倍以上拡大することが見込まれ、リチウム2次電池関連特許を獲得しようという企業の努力が反映されたものと思われる。

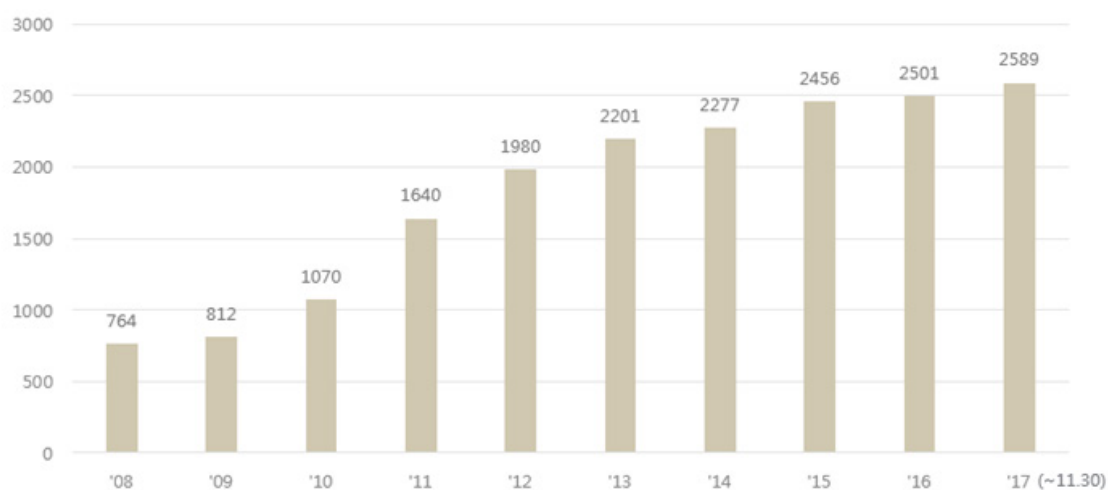
主要出願人をみると、パナソニック（1187件、6.5%）、LG化学（1104件、6.0%）、トヨタ（1088件、5.9%）が上位を占めた。出願人国籍別でみると、日本が7986件（43.7%）で優位を占めており、これに、米国、韓国、ドイツが順に続く。最近電気自動車産業が急速に成長している中国は5位を占めた。

PATENTS

[半導体製造技術の出願人国籍別分野別シェア率（2016年）、資料：KIPO]

■'08～'17.11 出願公開日基準

公開年度	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	合計
出願公開件数(件)	764	812	1,070	1,640	1,980	2,201	2,277	2,456	2,501	2,589	18,290



主要出願人の現況

出願人	出願件数(件)	割合
パナソニック／三洋（日本）	1,187	6.5%
LG化学（韓国）	1,104	6.0%
トヨタ（日本）	1,088	5.9%
ポッシュ（ドイツ）	696	3.8%
日立（日本）	638	3.5%
日産（日本）	404	2.2%
NEC（日本）	299	1.6%
東芝（日本）	223	1.2%
ソニー（日本）	215	1.1%
サムスンSDI（韓国）	210	1.1%
ZEON（日本）	207	1.1%

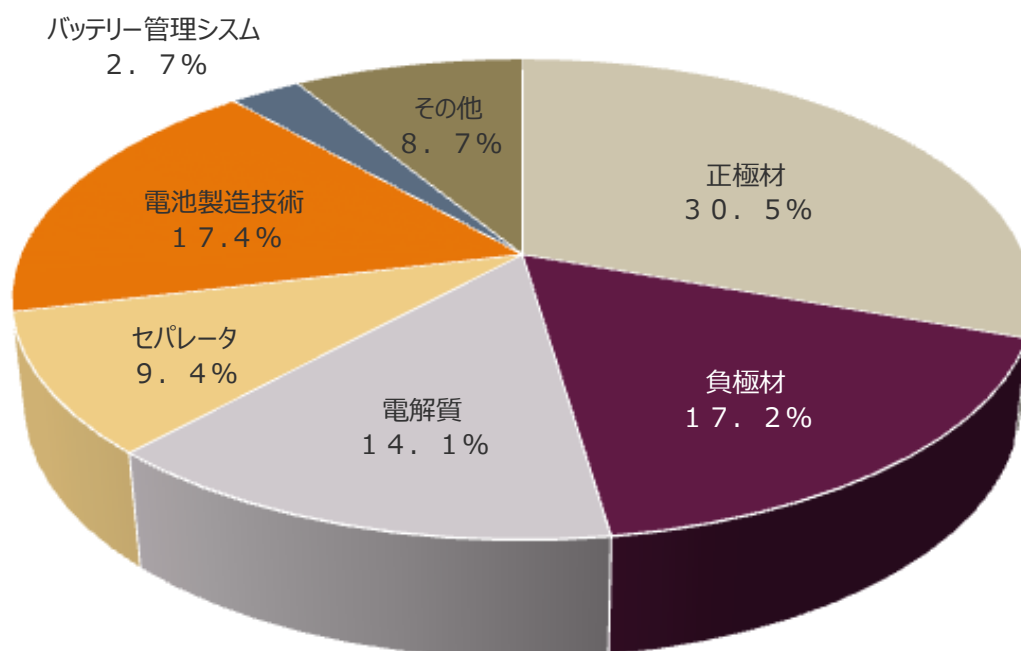
PATENTS

出願人国籍別の現況

出願人の国籍	出願件数(件)	割合
日本	7,986	43.7%
米国	2,377	13.0%
韓国	2,244	12.5%
ドイツ	1,872	10.6%
中国	1,524	7.2%
その他	2,287	12.7%

技術分野別出願の現況(出願人：全世界)

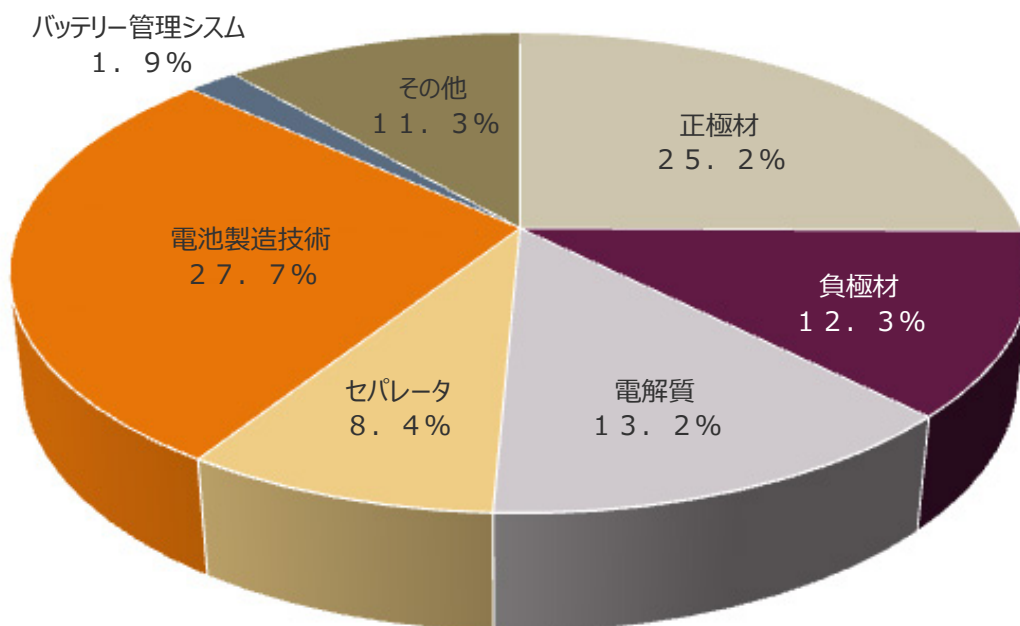
技術分野	正極材	負極材	電解質	セパレータ	電池製造技術	バッテリー管理システム	その他	合計
出願件数	5,584	3,150	2,575	1,724	3,185	487	1,585	18,290
割合	30.5%	17.2%	14.1%	9.4%	17.4%	2.7%	8.7%	100%



PATENTS

技術分野別出願の現況(出願人：韓国)

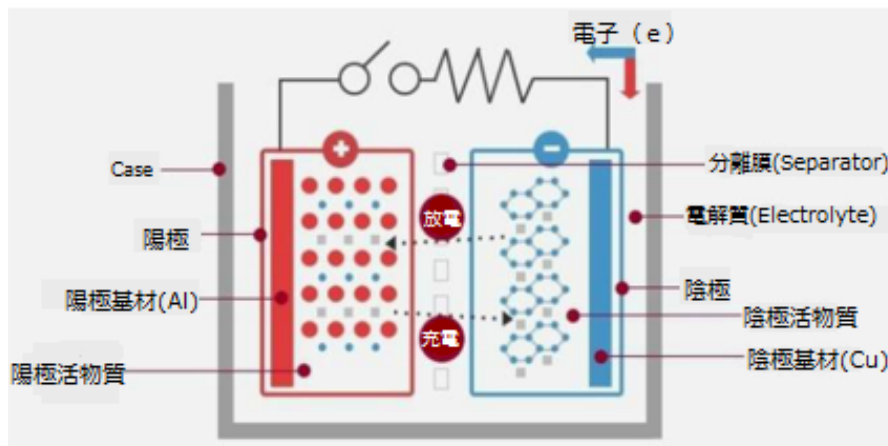
技術分野	正極材	負極材	電解質	セパレータ	電池製造技術	バッテリー管理システム	その他	合計
出願件数	566	275	297	188	622	42	254	2,244
割合	25.2%	12.3%	13.2%	8.4%	27.7%	1.9%	11.3%	100%



リチウム2次電池は主に正極材、負極材、電解質、セパレータで構成される。技術分野別出願率をみると、正極材関連技術が30.5%で最も高く、負極材は17.2%、電解質は14.1%、セパレータは9.4%、電池製造技術は17.4%だ。韓国企業の出願率をみると、電池製造技術は27.7%で他国に比べ高いが、正極材、負極材は25.2%、12.3%と低い。

PATENTS

[図1] リチウム2次電池の構造



後発製薬会社、オリジナル医薬品関連特許の無効化に苦心

2015年3月に医薬品許可－特許連携制度が導入されてからの3年間、特許の無効化に乗り出した後発製薬企業と特許バリアを強化しようとするオリジナル製薬企業との競争が激しかった。

特許審判院の統計によれば、医薬品許可－特許連携制度の施行から昨年末までに、総計2928件の審判請求があったことが分かった。年度別では、施行初年度の2015年に2222件が集中したが、2016年には311件、2017年には395件の審判請求がなされ、無分別な審判請求が減少するとともに、制度が安定化してきているという評価を受けている。

審判請求を種類別にみると、施行初期である2015年度の無効審判（存続期間延長無効

審判も含む）は1801件、消極的権利範囲確認審判は410件だったが、2017年には、無効審判が22件、消極的権利範囲確認審判は372件だった。後発製薬企業の戦略が、特許に直接挑戦して無効化するよりは、特許を迂回するという形に変化しているものと思われる。

特許審判院は、医薬品許可－特許連携制度と関連して、審判請求された2928件のうち2248件の手続を終えたことを明らかにした。審判結果をみると、過去3年間後発製薬企業に軍配を上げたケースは、無効審判265件（成功率24%）、存続期間延長無効審判1件（成功率0.2%）、消極的権利範囲確認審判465件（成功率74%）だった。

また、後発製薬会社から最も多くの審判請求(97件)があったのは、糖尿病治療剤である「ダパグリフロジン（フォシーガ錠等）」だった。

PATENTS

<医薬品許可 – 特許連携制度統計の現況>

医薬品許可 – 特許連携制度関連審判請求の現況(請求日基準統計)

(単位：件)

審判区分	2015年3月以前	2015年	2016年	2017年	合計
権利範囲確認 (消極)	132	278	288	372	1,070
権利範囲確認 (積極)	11	-	6	1	18
無効	181	1,115	14	20	1,330
存続期間延長 無効	-	505	3	2	510
総計	324	1,898	311	395	2,928
	2,222				

医薬品許可 – 特許連携制度関連審判処理の現況(処理日基準統計)

(単位：件)

審判区分	認容	棄却	却下	取消	無効処分	合計
権利範囲確認 (消極)	465	23	9	118	10	625
権利範囲確認 (積極)	3	-	3	9	-	15
無効	265	145	22	509	165	1,106
存続期間延長無効	1	207	1	177	116	502
総計	734	375	35	813	291	2,248

PATENTS

登録特許別審判請求上位10位の現況

(単位：件)

順位	登録番号	権利範囲 確認 (消極)	無効	存続期間 延長無効	合計	医薬品名	その他
1	第1021752号	36	34	27	97	フォシーガ錠等	糖尿病治療剤
2	第507400号	53	27	-	80	ベットミガ処方剤	過活動膀胱の症状
3	第1454051号	26	36	-	62	フォシーガ錠	糖尿病治療剤
4	第15224164号	57	3	-	60	ベットミガ処方剤	過活動膀胱の症状
5	第691590号	25	27	5	57	ゼルヤンツ錠	免疫抑制剤
6	第728085号	27	1	29	57	フォシーガ錠等	糖尿病治療剤
7	第1005716号	26	30	-	56	ブラダクサカプセル	血液凝固抑制剤
8	第1478983号	25	31	-	56	トラゼンタ錠、 グリクサンビ錠	糖尿病治療剤
9	第480193号	16	22	16	54	トラゼンタ錠、 Duavive錠	卵胞ホルモン剤
10	第619458号	20	9	25	54	ブラダクサカプセル	血液凝固抑制剤

2017年度主要統計

特許出願件数

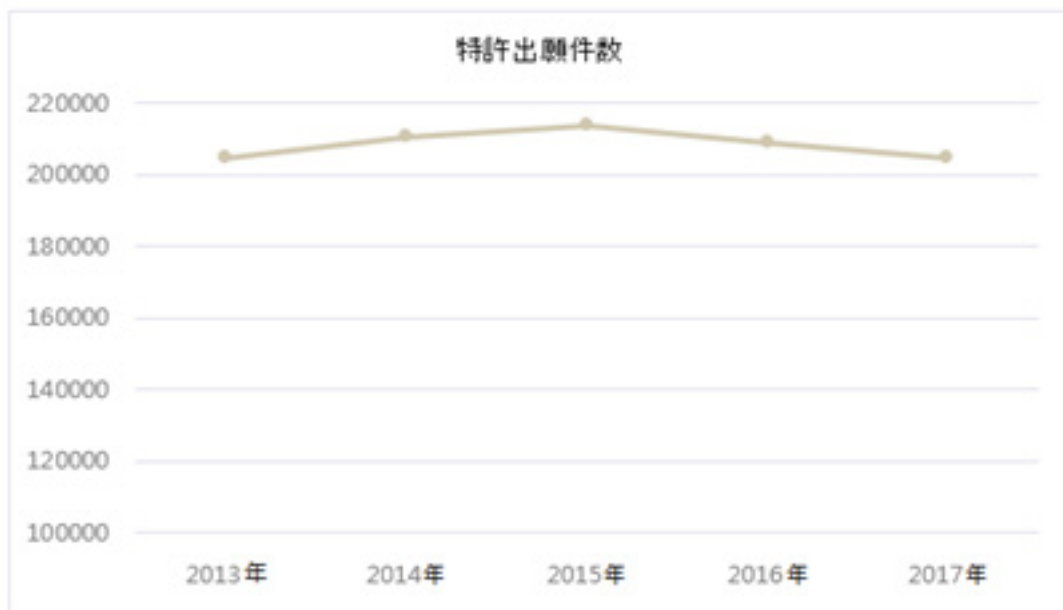
下記表にて最近10年間（2007年～2017年）特許出願件数をみると、2007年から3年間は減少傾向をみせたが、その後、2009年から2015年に至るまでは着実に増加したことが分かる。一方、ここ3年間の特許出願件数は多少減少したことが分かる。

PATENTS

(単位：件)

年度	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17
特許出願件数(件)	172,469	170,632	163,523	170,101	178,924	188,915	204,589	210,292	213,694	208,830	204,775

最近5年間の特許出願件数をグラフに示すと下記のとおりだ。2015年までは増加傾向をみせたが、それ以降は減少傾向にあり持ち合いとなっている。



特許取消申請の現況

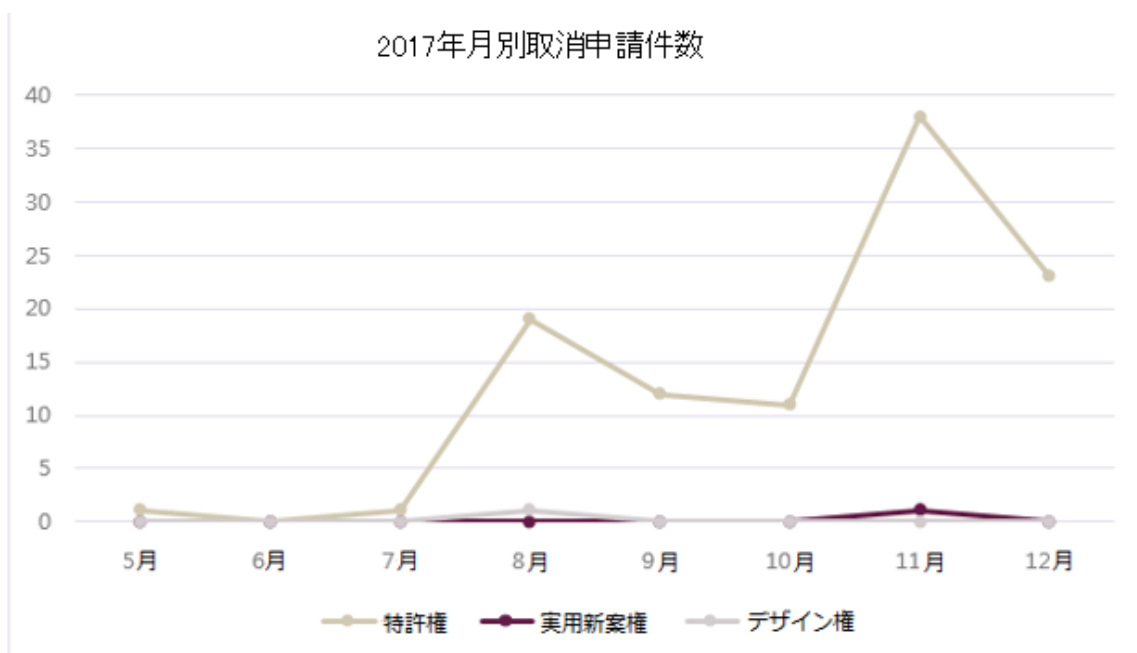
韓国特許法に2017年3月から特許取消申請制度が導入された。これは、2017年3月1日以降に設定登録された特許及び実用新案に対し誰でも設定登録日から登録公告後6ヶ月まで申請することができ、請求項別に取消申請が可能だ。

PATENTS

取消申請制度は、約50%に肉迫する特許無効率を下げるために、登録後6ヶ月以内に審査の品質を補完し、特許権を早期安定化させるという趣旨で導入された。

審判と取消申請は別個の事件であって、手続が独立的に行われ、審判と取消申請が同時に係属中である場合には、審判長が審理の進みぐあいや事件内容等を考慮して、優先順位を定めて審理を進めることができる。

2017年5月から12月まで、特許権108件、実用新案権1件、デザイン権1件に対し取消申請が行われた。



TRADEMARKS

TRADEMARKS

“PRIMEWELL”は、指定商品‘TIRES, ADVERTISING AND MARKETING’等に対し、識別力が認められる

特許法院

特許法院は、出願商標“PRIMEWELL”は‘Tires, wholesale and retail services of tires for vehicle wheels’等を指定して出願された商標に対し、識別力が認められるという判断をくだした(Case No. 2017ホ1564、2017年5月19日宣告)。

事実関係

GITI TIRE PTE. LTD. が、“PRIMEWELL”商標を“Tire, wholesale and retail services of tires for vehicle wheels”等を指定商品・サービス業として出願したところ、特許庁は本件出願商標は識別力が不足であることを理由にその登録を拒絶し、特許審判院も原拒絶理由を維持した。これに対しGITI TIRE PTE. LTD. は特許法院に不服訴訟を提起した。

判断

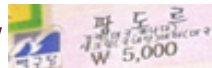

特許法院は、本件出願商標が全体として呼称、観念されるかを検討した上で、全体としての識別力の有無を判断した。具体的な判断は次の通り。

本件出願商標が全体として呼称、観念される

かについてみると、本件出願商標は‘PRIME’と‘WELL’に区別されず、4音節で短く呼称され、‘PRIMEWELL’全体として特定の観念を形成することもないので、本件出願商標は全体としてのみ呼称、観念されるとみなすのが妥当である。

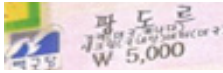

また、本件出願商標が全体として識別力があるかどうかについてみると、“PRIMEWELL”は造語であり、取引社会にて‘PRIME’と‘WELL’はいずれも商品の性質を説明する表現とはいえ、英文法上も正しくない表現である。従って、このような点を考慮するとき、本件出願商標“PRIMEWELL”は‘とてもよい、品質の優れた’という意味に直感されないため識別力が認められる。

当該判決は、特許庁長側が大法院に上告しなかったため確定され、本件出願商標は登録された。指定商品の性質を直接的に説明する簡単な英単語が結合された商標の場合、需要者がその意味を容易に類推可能であるとしても、結合された表現の文法的な適否、取引社会にてありふれて使用されているか否か等までを考慮して判断した点に意義があると思われる。

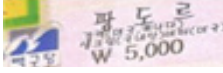

被告が  “を製菓店業、パン”
 に対し使用した行為は、登録商標
 “  ”の権利範囲に属さない

GENERAL LAW


特許法院

特許法院は、被告が“”を‘製菓店業、パン’に対して使用した行為は、登録商標“”の権利範囲に属さないという判決を下した(Case No 2017ホ4440、2017年11月3日宣告)。

事実関係

原告(商標権者)は、被告が“”を製菓店業、パンに対し使用する行為は登録商標“”の権利範囲に属するという判断を求める権利範囲確認審判を請求しましたが、特許審判院は、確認対象標章の‘팡도르(パンドルのハングル、以下同様)’部分は、本件登録商標の権利範囲には属しないと判断した。

判断

確認対象標章の‘팡도르’部分は、商品の材料、原産地及び価格表示部分とともに表示されており、特定のパンを意味する普通名称なので、商品に対する識別標識として使用されているとはいえず、商品の出所表示として使用されているのは“”部分であると認識される。

次に、確認対象標章の‘팡도르’部分が普通名称を普通に表示する方法で表示しているかについてみると、インターネットで‘팡도르’、‘Pandoro’はイタリアパンの一種として説明されており、本件審決時の製パン書籍やインターネットポータルサイト、製菓業従事者の使用現況等を考

慮するとき、確認対象標章の‘팡도르’部分は、使用商品の普通名称を普通に表示する方法で表示したものに該当するので、商標権の効力は制限される。

従って、確認対象標章は本件登録商標の保護範囲に属しないとした原審決は妥当である。原告は本件訴訟に対し大法院に上告したが、大法院は審理不続行により棄却した。

権利範囲確認審判は、一般の民刑事法院を羈束しない限界により制度の効用性が低いと見る意見があるが、商標権の効力が及ぶ範囲を公的に確認し、侵害時に迅速な救済を図ることができる長所があるので、実務上は積極的に利用されている制度だ。

GENERAL LAW

商標法上‘顕著な地理的名称’の判断基準に関する大法院判示

北朝鮮の黄海北道の道庁所在地である‘사리원(沙里院の韓国語表記)’をめぐって大法院までいった二つの外食会社の商標権紛争が、沙里院を独占することはできないという判決に帰結した。

特許法院 “顕著な地理的名称とは断定できない”

GENERAL LAW

ソウルで焼肉飲食店を営む‘사리원불고기(沙里院焼肉)’の代表は、1992年‘沙里院焼肉’の商標出願を試みたが、特許庁は‘沙里院’が地名なので商標出願できないとした。しかし、1996年大田の(株)沙里院が申請した‘사리원면옥(沙里院麵屋)’の商標出願は特許庁に認められた。同じ地名を使用する商標でありながら‘사리원불고기(沙里院焼肉)’は拒絶され、‘사리원면옥(沙里院麵屋)’は承認されたわけだ。

大田(地名)の(株)沙里院は、2015年にソウルの沙里院焼肉に商標権を侵害されたとして商標使用の禁止を求める内容証明を送ったが、沙里院焼肉の代表は‘沙里院’は顕著な地理的名称に該当するので商標登録の対象ではないとして特許法院に訴訟を提起した。これに対し特許法院は「沙里院が実際に一般需要者や取引者に地理的名称として広く知られていると断定することはできない」としてこれを棄却した。

大法院 “歴史性のある地理的名称”

しかし大法院は‘沙里院’は歴史性のある名称に該当するとして特許法院の判断を覆した。その根拠として、△朝鮮時代に鳥致院、梨泰院、長湖院、退溪院等とともに‘院’が設置された交通の要地にして、日本統治時代に京義線と黄海線とが分れる鉄道交通の中心地である点、△1960年代から2010年代まで発行されていた国内小中高社会科目の教科書と社会科資料集にも沙里院が黄海北道の道庁所在地であり、

交通の要地であるという内容が持続的に叙述され、地図にも表記されていた点、△インターネットポータルサイトを検索すると、沙里院関連新聞記事は主に1920年から1940年代初めまでに集中しているが、その後も南北経済協力等の北朝鮮関連記事や天気関連記事等で、北朝鮮の代表都市として言及されている点等をあげた。

また、大法院は「原審は2016年に実施された需要者認識調査結果を主な結果としてあげているが、これは1996年の本件登録サービス標の登録決定日から20年以上後に行われたものなので、登録決定日当時を基準に一般需要者の認識がどうであったかを反映しているとはいえない」として、原審判決を破棄して事件を原審に差し戻した。

本判決の意義

現行商標法第33条第1項第4号では、‘顕著な地理的名称’は商標登録を受けることはできないとされているが、大法院はその判断基準について‘出願商標の登録決定当時を基準とし’、‘一般需要者にどれだけ広く知られているか’であると明らかにしたことがある。大法院は今度の事件で同法理を確認する一方で、その基準をさらに具体化しながら、教科書、社会資料集、言論記事、設問調査等の諸事情を総合的に考慮しなければならないとして追加的な判断基準を提示しているので、今後関連事件の判断に大いに参考にされるものと思われる。

GENERAL LAW

特許無効の下級審判決を信じた場合の損害賠償責任の有無

オリジナル薬の特許期間が満了していないのに、この薬の特許を無効とみなす下級審判決が出るやいなや、直ちにジェネリック(コピー薬)を上市し、薬の価格を下落させた製薬社に損害賠償責任を認めた判決が出た。

オランザピン(olanzapine)に対する特許無効判決後にコピー薬の販売予定時期を前倒し

イーライリリーは中枢神経系疾患治療剤である‘オランザピン’の特許権者として、韓国リリーを通して‘オランザピン’を含有する‘ジプレキサ錠(Zyprexa Tab.)’を国内で販売している。

一方、韓国の製薬会社であるミョンイン製薬は‘ジプレキサ錠’のコピー薬をつくり、‘オランザピン’特許の満了日である2011年4月24日以後を販売予定時期と決め、健康保険審査評価院に薬価搭載申請をした。そうした中、他の韓国製薬会社であるハンミ薬品が、イーライリリーの‘オランザピン’特許に対し無効審判を提起したところ、審判院及び特許法院は当該特許は無効であると判決した。ミョンイン製薬は特許法院のオランザピン特許無効審決が出るや、当初定めた販売予定時期を早めて2010年12月6日に変更し、コピー薬の販売に踏み切った。コピー薬が市中に出回るようになると、オリジナル薬の価格は保健福祉部告示により自動的に下落することになる。そのため‘ジプレキサ錠’の健康保険給与上限金額は、2011年2月から20%も落ちこんだ。

特許無効判決が大法院で取消されるや、特許権者が反撃

しかし、大法院がオランザピン特許を無効と判断した特許法院の判決を破棄差し戻し、イーライリリーのオランザピン特許の有効性が維持されることになると状況は再び反転し、リリー側が「特許が2011年4月まで有効なのに、ミョンイン製薬がコピー薬販売予定時期を早めて販売することで損害を被った」として損害賠償請求訴訟を出すと、ミョンイン製薬は「特許は無効という特許法院の判断を信頼して製品上市を早めただけで、薬価搭載申請にはどのような欺瞞行為や違法行為もなかった」と対抗した。

これに対し特許法院は、「リリーは1998年から2011年4月までの13年間、国内で独占的通常実施権者として製品を輸入・販売してきたが、およそ30年ほど続いてきた製薬会社であるミョンイン製薬は、そのような事情を十分に知っていた」とし、「当時、特許無効判決を争う訴訟が大法院に係属中であり、特許権存続期間が満了していないこともよく知っていた」と判示した。続けて「保健福祉部長官の薬剤決定及び調整基準にしたがい、オリジナル医薬品に対し最初のジェネリック医薬品が上市された場合、オリジナル医薬品の薬価を20%引き下げてきたことは、製薬業界に広く知られている事実」であり、「ミョンイン製薬は、リリーの製品と成分・剤形が同一なジェネリック医薬品に対し薬価搭載申請をし、これを直ちに販売する場合、リリー製品の薬価が引き下げられ、それによりリリーが損害を被りえることを知っていた」と説明した。そして、「ミョンイン製薬は独占的実施権を侵害するおそれがあること

LEE NEWS

を知らながらもその危険を甘受して、将来的にジェネリック医薬品市場を先占し占有率を高める目的で製品を市販し、ジェネリック医薬品全体売上高の50%以上を占有する市場先占効果を享受した」とし、「リリーはオリジナル医薬品の特許権者として、独占的实施権を付与されているにもかかわらず、特許権の存続期間の間、独占的利益を享受できない損害を被ったので、ミョンイン製薬は損害を賠償する責任がある」と判示した。

本件の意義

大法院は従来、「特許法は、特許が一定の事由に該当する場合に、別途に設けた特許の無効審判手続を経て無効にすることができるように規定しているので、特許は一旦登録された以上、このような審判により特許を無効とするという審決が確定しない限り有効である」としており、「上記のような特許を無効にしえる事由があるとしても、他の訴訟手続にて特許それ全体が当然無効であると断言することはできない」(大法院 1992. 6. 2. ジャ 91マ540 判決)と判示している。

このように、無効の審決が確定されるまでは特許は有効なので、確定していない特許無効の下級審のみで特許の消滅を期待して、ジェネリック薬を販売した場合、特許権侵害にともなう損害賠償責任を負わせられるようになったので、この点に注意しなければならない。

LEE NEWS

NEW MEMBER



弁理士：李 昇宣
(イ・スンソン)

イ・スンソン弁理士は、ソウル大学校、電気情報工学部を2015年に卒業（学士）し、特許法人コリアナにて2015年から2018年まで勤務した後、リ・インターナショナル特許事務所に入社。

半導体、通信、回路等の分野において4年余の経験を有する。

LEE NEWS

リ・インターナショナル、「MIP ASIA AWARDS 2018」における韓国TRADEMARK PROSECUTION部門でIPローファーム賞を受賞



Managing Intellectual Property (MIP)主催の MIP Asia Awards 2018にて、Lee International IP&Law Groupは、South Korea Trade Prosecution部門のWinnerに選ばれた。5月22日香港にて開催された受賞式では、弊所の李美貞(イ・ミジョン)弁理士とロバート・キム (Robert M. Kim) 米国弁護士が参席して受賞した。



世界的権威のEuromoney Legal Media Group系列の知的財産権専門メディアであるMIPは、全世界IP動向関連ニュースと深層分析結果を提供しており、全世界知的財産権(IP)の実務者及び顧客らとの幅広い調査とインタビューを基に受賞者を選んでいる。

ILN、「今月のローファーム」としてリ・インターナショナルを選定

ILN(International Lawyer Network)が選定する「今月のローファーム」(期間：2018年2、3月)にリ・インターナショナルが選ばれた。INLは、約70カ国の100個以上のローファームが加入しているグローバル法律ネットワークだ。

LEE NEWS



リ・インターナショナルの役員、愛の献血行事に参加

リ・インターナショナルの役員らは、豊山（Poongsan）グループ、韓国シーメンス（Siemens）とともに、1月24日、豊山ビルの大講堂で開かれた共同献血行事に参加し、温かい心を分け合った。





Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率はもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようなOne-Stop処理システムに対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。

